

「労働実態に見合った」考え方や 額面であるか検討が必要だ！

申第1号「賃金制度の改正に関する申し入れ」の団体交渉を行う！

私たち東日本ユニオンは、8月21日に申第1号「賃金制度の改正に関する申し入れ」の団体交渉に臨み【深夜早朝勤務手当】【行先地手当】【乗務員手当】【賃金制度の改正】【その他】のすべての項目について、一つひとつ経営側と議論を行いました。

経営側は、今回の「賃金制度の改正」は平成16年の諸手当改正以来の改正であり「平均では賃金が上がり、相応の人件費をかけて改正と行う」としていますが、社員全員の賃金が上がるとはならず「賃金のバランス」を見ての改正としています。

職場に現存している課題の克服を見つめながら前に進めていく

経営側が主張する「労働時間」や「拘束時間」は、異常時などのイレギュラーな場合であればあるほど、現場では管理者と乗務員、さらに支社や区所ごとによって認識の違いが出る場合が多々あるのが現実です。この克服にむけて、私たち東日本ユニオンは労働組合として取り組むことを表明し、制度を習熟・拾得していくために知識を持つことが労使共に必要であり、社員に深度化させていくことは経営側の課題であると訴え「乗務員勤務制度の見直し」を含めて、職場に現存している課題の克服を見つめながら前に進めていくべきだと主張しました。

対する経営側も「指示する側」と「指示される側」がお互い理解した上で業務に臨むべき姿であるとし、勤務に応じて賃金が支払われるのが当然ではあるものの、異常時など100%すべてを想定しておくのは現実的ではなく、今後も団体交渉を通じて議論していくことを確認しました。

私たちはさらに「乗務員勤務制度の見直し」「賃金制度の改正」と向き合い、声をあげ、労働組合として団体交渉を通じて公平で納得できる制度をめざしていきます。

東日本ユニオンに結集し 一緒に声をあげよう！

